

R 7 . 1 1 . 2 0 総合教育会議資料

学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）設置にかかる検討について

須賀川市教育委員会

1 現状と課題

- ・ 予測困難なこれからの社会において、学校・家庭・地域が連携・協働し、社会全体で学校や子供たちの成長を支えることが重要
- ・ コミュニティ・スクールを推進することで、学校・家庭・地域が連携・協働して、自立的・継続的に子供を取り巻く課題を解決

2 子供を取り巻く課題等

- ・ 学校運営上の課題
(社会に開かれた教育課程の実現、学校における働き方改革、いじめ、不登校など)
- ・ 学校と地域の課題
(地域の安全・防衛など)
- ・ 学校と家庭の課題
(放課後児童対策、子供の貧困、児童虐待など)

3 学校評議員制度

学校教育法施行規則 第49条

- ・ 学校評議員は、校長の求めに応じ、学校運営に関し意見を述べることができる。

4 学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第47条の5

- ・ 対象学校の校長は、委員の任命に関する意見を教育委員会に申し出ることができる。
- ・ 対象学校の校長は、当該対象学校の運営に関して、教育課程の編成その他教育委員会規則で定める事項について基本的な方針を作成し、当該対象学校の学校運営協議会の承認を得なければならない。
- ・ 学校運営協議会は、基本的な方針に基づく対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関し、対象学校の所在する地域の住民、対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者その他の関係者の理解を深めるとともに、対象学校とこれらの者との連携及び協力の推進に資するため、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供するように努めるものとする。

※ コミュニティ・スクールは、子供を取り巻く課題の解決に向けて、保護者や地域住民等が一定の権限と責任を持つ「当事者」として学校運営に参画する学校運営協議会を置く学校

5 法的位置付け

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5において、学校運営協議会の設置については教育委員会の努力義務となっている。

また、小中一貫教育など、2以上の学校に関して相互に密接な連携を図る必要がある場合は、2以上の学校について1の協議会を置くことができる。

6 今後の方向性について

令和8年4月から一部の中学校区や学校（モデル地区を設置予定）で学校運営協議会設置の検討をしていきたい。また、学校および地域等が設置を希望する場合は、運営協議会設置の検討をしたい。

— 参考 —

学校評議員会と学校運営協議会の主な比較

	学校評議員制度	学校運営協議会制度
目的	地域と学校の橋渡し	学校運営の質向上と地域との連携強化
役割	地域の代表者や保護者、専門家などから選ばれ、学校の活動を見守り意見を伝える役割	学校の運営に関して多様な意見をまとめ、学校運営の見直しや改善を提案する役割
内容	意見提供や助言が中心	運営計画や改善策の具体的検討
組織	合議体ではない（個人の意見）	合議体である（協議体としての意見）
委員	校長の推薦により、設置者が委嘱	設置者が定める規則に基づいて設置者が任命
継続性	校長の異動に左右	協議体の設置（校長の運用によらない）
組織的 活動	想定していない	協議体による組織的な活動に広がり
役割の 明確化	校長の運用	法令等に基づき役割（権限）が明確化
連携・ 協働性	第三者的関わり	主体的参画による連携・協働性が向上
学校運 営の基 本方針	評議員の意見を参考とする	協議体の承認が必要